

許認可等名称	農用地区域内における開発行為の許可等
法令等名称	農業振興地域の整備に関する法律
目的等	農業生産に必要な農用地等の確保及び農業の健全な発展を図ると共に、国民に対する食料の安定供給の確保及び国土資源の合理的な利用に寄与するため、相当長期にわたり農業振興を図るべき地域で農用地等として利用すべき土地を農用地区域に設定し、開発行為を制限している。
対象地域	農用地区域
規制行為及び基準	<p>【規制行為】（法第15条の2） 農用地区域内において開発行為をしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならない。（法第15条の2第1項）</p> <p>1 開発行為の範囲（法第15条の2第1項） 宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更又は建築物その他工作物の新築、改築若しくは増築 （土地の形質の変更：宅地の造成・土地の開墾・田の畑地転換、農用地間における用途の変更・土、岩石又は砂利の採取・鉱物の掘採・切土、掘削、盛土、物件の集積等により土地の物理的形質を変更する行為等）</p> <p>2 許可の基準（法第15条の2第4項） 都道府県知事は、許可の申請があった場合において、次のいずれかに該当すると認めるときは、これを許可してはならない。 (1)当該開発行為により当該開発行為に係る土地を農用地等として利用することが困難となるため、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがあること。（第1号） (2)当該開発行為により当該開発行為に係る土地の周辺の農用地等において土砂の流出又は崩壊その他耕作又は養畜の業務に著しい支障を及ぼす災害を発生させるおそれがあること。（第2号） (3)当該開発行為により当該開発行為に係る土地の周辺の農用地等に係る農業用排水施設の有する機能に著しい支障を及ぼすおそれがあること。（第3号）</p> <p>3 許可を要しない開発行為（法第15条の2第1項のただし書き） 次に掲げる開発行為については都道府県知事の許可を受けることを要しない。 ・ 国又は地方公共団体が行う行為（ただし、規則第35条で定める公共施設は除く） ・ 土地改良法に規定する土地改良事業の施行として行う行為 ・ 農地法の許可に係る土地をその許可の目的に供するために行う行為 ・ 通常管理行為、軽易な行為 ・ 非常災害のために必要な応急措置として行う行為 ・ 公益性が高いと認められる事業の実施に係る行為 など</p> <p>4 法定協議制度（法第15条の2第8項） 国又は地方公共団体が規則第35条に定める公共施設（学校、社会福祉施設、病院等）を農用地区域内で開発する場合には、都道府県知事と協議が成立すれば許可があったものとみなす。</p>
権限	<p>知事 （指定市町村による権限移譲：3市） 新潟市長、長岡市長、見附市長 （県の事務処理特例条例により移譲：24市町村） 三条市長、柏崎市長、新発田市長、小千谷市長、加茂市、十日町市長、村上市長、燕市長、糸魚川市長 妙高市長、五泉市長、上越市長、阿賀野市長、佐渡市長、南魚沼市長、魚沼市長、胎内市長 聖籠町長、弥彦村長、出雲崎町長、湯沢町長、津南町長、刈羽村長、関川村長</p>
手続	<p>【手続の種類】許可</p> <pre> graph TD A[申請者] -- ①申請 --> B[市町村] B -- ②送付 (意見書添付可能) --> C[県地域振興局] C -- (副申) --> D[地域農政推進課] D -- ③諮問 --> E[ネットワーク機構 (県農業会議)] E -- ④答申 --> D D -- ⑤許可又は不許可 (市町村経由) --> B B -- (※④許可又は不許可) --> A E -- (※③回答) --> D </pre> <p>・ 許可の申請は、市町村長を経由し、知事に送付する。 ・ 権限が移譲された市町村は※印のとおり行う。 ・ 30aを超える農地法上の農地を含む場合は、県農業会議への意見聴取は必須</p> <p>【標準処理日数】60日</p>

<p>手 続</p>	<p>【手続の種類】法定協議</p> <p>※協議を成立させようとする場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開発行為者が市町村の場合②、③の手続きは省略 ・30aを超える農地法上の農地を含む場合は、県農業会議への意見聴取は必須
	<p>(権限が移譲された市町村の場合)</p> <p>※協議を成立させようとする場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・30aを超える農地法上の農地を含む場合は、県農業会議への意見聴取は必須
<p>留 意 事 項</p>	<p>【標準処理日数】 60日</p> <p>【罰則等】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 監督処分（法第15条の3） 都道府県知事は、開発行為に係る土地及びその周辺の農用地等の農業上の利用を確保するために必要な限度において、次に掲げる者に対し、その開発行為の中止を命じ、又は期間を定めて復旧に必要な行為をすべき旨を命ずることができる。 ① 法第15条の2第1項の規定に違反した者（許可を受けずに開発行為をした者） ② 法第15条の2第1項の許可に付した条件に違反して開発行為をした者 ③ 偽りその他不正な手段により法第15条の2第1項の許可を受けて開発行為をした者 2 農用地区域以外の区域内における開発行為についての勧告等（法第16条） 農用地区域以外の区域内において、農用地区域における災害の発生等のおそれのある開発行為を行っている者に対し、必要な勧告等を行うことができる。
<p>備 考</p>	

許認可等名称	市町村農業振興地域整備計画の変更の協議に対する同意
法令等名称	農業振興地域の整備に関する法律
目的等	<p>農業生産に必要な農用地等の確保及び農業の健全な発展を図ると共に、国民に対する食料の安定供給の確保及び国土資源の合理的な利用に寄与するため、相当長期にわたり農業振興を図るべき地域で農用地等として利用すべき土地を、市町村が「農業振興地域整備計画」で農用地区域に設定し、原則として農地転用を禁止するなどしている。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>《農業振興地域制度の仕組み》</p> <ul style="list-style-type: none"> ●農用地等の確保等に関する基本指針・・・（農林水産大臣が定める） <li style="text-align: center;">↓ ●農業振興地域整備基本方針・・・・・・・・・・（知事が定める） <li style="text-align: center;">↓ ●農業振興地域の指定・・・・・・・・・・（知事が指定する） <li style="text-align: center;">↓ ●市町村農業振興地域整備計画・・・・・・・・（市町村長が定める） </div>
対象地域	農業振興地域〔農用地区域〕
規制行為及び基準	<p>【農用地区域からの除外（いわゆる農振除外）に係る県の同意】 市町村は、農業振興地域整備計画を設定・変更するときは、農用地利用計画について、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。（法第8条第4項、法13条第4項）</p> <p>1 除外目的変更 都道府県知事は、市町村からの除外目的変更に係る農業振興地域整備計画の変更協議に対し、次の要件（以下(1)(2)）の全てを満たすと認めるときは、同意するもの。（法第13条第6項） (1) 法第13条2項に掲げる要件（以下①～⑥）の全てを満たすこと ① 農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であること（第1号） ② 農用地区域内における地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと（第2号） ③ 農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと（第3号） ④ 担い手に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと（第4号） ⑤ 土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと（第5号） ⑥ 土地改良事業等の工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過した土地であること（第6号） (2) 都道府県の農用地等の確保の状況からみて、面積目標の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること</p> <p>2 上記以外の除外 (1) 農用地区域として定める土地でなくなった場合（法第10条第3項非該当による除外） <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 農用地区域として定める土地（法第10条第3項） <ul style="list-style-type: none"> ・ 集団的に存在する農用地で一定規模（10ha）以上のもの ・ 土地改良事業等の施行に係る区域内にある土地 など </div> (2) 農用地区域に含まれない土地となった場合（法第10条第4項該当による除外） <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 農用地区域に含まれない土地（法第10条第4項） <ul style="list-style-type: none"> ・ 土地改良法第7条第4項の非農用地区域となった場合 ・ 優良田園住宅の用に供される土地となった場合 ・ 地域整備施設の用に供される土地となった場合 ・ 公益性が特に高いと認められる事業に係る施設の用に供される土地となった場合 ・ 地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画（振興計画）に定める施設の用に供される土地となった場合 など </div> </p>
権限	知事〔県地域振興局長〕
手続	<p>【手続の種類】協議と同意</p> <p>（市町村は法第11条公告前に、必要により県の助言を求めることができる（事前相談））</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;"> ①法第11条公告・縦覧及び意見書の提出（おおむね30日） 異議申出（15日） </div> <div style="text-align: center;"> 市町村 </div> <div style="text-align: center;"> ②法定協議の申出 ③同意又は不同意 </div> <div style="text-align: center;"> 県地域振興局 </div> <div style="text-align: center;"> 地域農政推進課 </div> </div> <p style="text-align: center;">④法第12条公告</p> <p style="text-align: right;">（協議） 1ha以上の農用地の転用を伴う案件等については、県地域振興局は本庁に協議する。</p>
留意事項	<p>【標準処理日数】協議の申出の受理後2か月</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市町村農業振興地域整備計画の変更に係る事務は、市町村の自治事務。 2 市町村農業振興地域整備計画の変更については、農用地利用計画の変更（農用地区域の変更（除外・編入）、用途区分の変更）とそれ以外の事項（マスタープラン）の変更がある。 3 市町村農業振興地域整備計画の変更に係る同意権限は、県地域振興局長に委任されている。
備考	<p>「農業振興地域」…今後、相当長期（おおむね10年以上）にわたり、総合的に農業振興を図るべき地域。都道府県知事が指定する。（法第6条）</p> <p>「農用地区域（農振農用地区域）」…農業振興地域のうち農用地等として利用すべき土地（農地、採草放牧地、農業用施設用地等）の区域。集団的に存在する農地や農業生産基盤整備事業の対象地等の優良な農地のほか、地域計画の達成など地域の特性に即した農業の振興を図るために農業上の利用を確保することが必要な土地を農用地区域として定める。（法第8条、法第10条第3項）</p>

許認可等名称 法令等名称	農地の権利移動の制限及び転用の制限に関する許可等 農地法																							
目的等	農地を農地以外のものにするを規制するとともに、農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した農地についての権利の取得を促進し、及び農地の利用関係を調整し、並びに農地の農業上の利用を確保するための措置を講ずることにより、耕作者の地位の安定と国内の農業生産の増大を図り、もつて国民に対する食料の安定供給の確保に資することを目的とする。																							
対象地域	県内全域の農地																							
規制行為 及び基準	【規制行為】																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>3条</th> <th>4条</th> <th>5条</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">規制する行為</td> <td rowspan="2">農地の権利移動</td> <td colspan="2">農地を農地以外のものにする行為(農地転用)</td> </tr> <tr> <td>自己所有地等を転用する場合</td> <td>権利移動を伴う転用の場合</td> </tr> <tr> <td>市街化区域内の農地の場合</td> <td>許可必要</td> <td colspan="2">農業委員会へ届出</td> </tr> <tr> <td>事業者が国・県等の場合</td> <td>許可不要</td> <td>5施設(※1) ... 許可権者との事前協議</td> <td>5施設以外 ... 許可不要</td> </tr> <tr> <td>土地収用法による行為</td> <td>許可不要</td> <td colspan="2">土地収用法第3条に該当する事業敷地として転用する場合、許可不要(※2)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 「5施設」とは、学校、病院、社会福祉施設、庁舎、宿舍のことをいう。</p> <p>※2 市町村(指定市町村を除く)が、学校、病院、社会福祉施設、庁舎の敷地に供するために農地転用を行う場合は、許可を受ける必要がある。</p>				3条	4条	5条	規制する行為	農地の権利移動	農地を農地以外のものにする行為(農地転用)		自己所有地等を転用する場合	権利移動を伴う転用の場合	市街化区域内の農地の場合	許可必要	農業委員会へ届出		事業者が国・県等の場合	許可不要	5施設(※1) ... 許可権者との事前協議	5施設以外 ... 許可不要	土地収用法による行為	許可不要	土地収用法第3条に該当する事業敷地として転用する場合、許可不要(※2)
	3条	4条	5条																					
規制する行為	農地の権利移動	農地を農地以外のものにする行為(農地転用)																						
		自己所有地等を転用する場合	権利移動を伴う転用の場合																					
市街化区域内の農地の場合	許可必要	農業委員会へ届出																						
事業者が国・県等の場合	許可不要	5施設(※1) ... 許可権者との事前協議	5施設以外 ... 許可不要																					
土地収用法による行為	許可不要	土地収用法第3条に該当する事業敷地として転用する場合、許可不要(※2)																						
	【許可基準等】																							
	<p>1 3条許可</p> <ul style="list-style-type: none"> 法3条2項に規定する不許可事由に該当しないこと。 <p>2 4、5条許可</p> <ul style="list-style-type: none"> 立地基準…農地の区分からみて、申請地が許可可能な土地であること。 一般基準…転用目的実現の確実性(転用行為に必要な資力及び信用の妥当性、転用行為の妨げになる権利を有するものの同意、他法令の許可見込み、転用面積の妥当性等)。 用排水等、周辺農地への被害防除措置等が妥当なものであること 等。 <p>3 4、5条協議</p> <ul style="list-style-type: none"> 立地基準、一般基準ともに2と同じ。 <p>4 4、5条届出</p> <ul style="list-style-type: none"> 書類審査など形式的な審査のみを行い、転用行為の内容に関する審査は行わない。 原則受理する。 																							
権限	3条許可：農業委員会																							
	4、5条許可																							
	<table border="1"> <tr> <td>4ha超</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 知事の許可(新潟市、長岡市、見附市以外の市町村) 指定市町村農業委員会の許可(新潟市、長岡市、見附市) </td> </tr> <tr> <td>4ha以下</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 知事の許可(田上町) 指定市町村農業委員会の許可(新潟市、長岡市、見附市) 市町村農業委員会の許可(上記以外の市町村) </td> </tr> </table>			4ha超	<ul style="list-style-type: none"> 知事の許可(新潟市、長岡市、見附市以外の市町村) 指定市町村農業委員会の許可(新潟市、長岡市、見附市) 	4ha以下	<ul style="list-style-type: none"> 知事の許可(田上町) 指定市町村農業委員会の許可(新潟市、長岡市、見附市) 市町村農業委員会の許可(上記以外の市町村) 																	
4ha超	<ul style="list-style-type: none"> 知事の許可(新潟市、長岡市、見附市以外の市町村) 指定市町村農業委員会の許可(新潟市、長岡市、見附市) 																							
4ha以下	<ul style="list-style-type: none"> 知事の許可(田上町) 指定市町村農業委員会の許可(新潟市、長岡市、見附市) 市町村農業委員会の許可(上記以外の市町村) 																							

手 続

<p>【①3条許可】</p> <p>【②4、5条許可 県知事の場合】</p> <p>【③4、5条許可 指定市町村の場合】</p> <p>【④4、5条許可 転用許可権限を移譲済の市町村の場合】</p>
<p>【国又は県等が農地法第4条第8項及び第5条第4項の協議を行う場合】 ○転用事業を行う国又は県等は、用地取得前に、農地転用許可権者との事前調整を了していること。 ○事前調整、法定協議ともに文書により行われること。 ○法定協議の流れは、上記②、③、④に同じ。</p>
<p>【標準処理期間】 ○4、5条許可 ・県農業会議に意見を聴かない事案・・・申請書の受理後5週間(うち県等の処理期間・・・2週間) ・県農業会議に意見を聴く事案・・・申請書の受理後6週間(うち県等の処理期間・・・2週間)</p>
<p>留 意 事 項</p>
<p>備 考</p>

許認可等名称	農業用ため池の所有者届出
法令等名称	農業用ため池の管理及び保全に関する法律
目的等	農業用ため池について、その適正な管理及び保全に必要な措置を講ずることにより、農業用水の確保を図るとともに、農業用ため池の決壊による水害その他の災害から国民の生命及び財産を保護する。
対象地域	農業用ため池
規制行為及び基準	<p>【農業用ため池の届出】(法4①、規則3・4) 農業用ため池の所有者は、当該農業用ため池を設置したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業用ため池の名称及び所在地 ・農業用ため池の所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ・農業用ため池に管理者がある場合には、当該管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者(法人でない団体にあっては、その代表者又は管理人)の氏名 ・農業用ため池の所有者等が法人である場合には、その定款又は寄附行為の写し ・農業用ため池の管理者が法人でない団体である場合には、その規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類 ・その他参考となるべき書類 ・農業用ため池の基礎地盤から堤頂までの高さ及び堤頂の長さ並びに貯水する容量 ・農業用ため池に管理者がある場合には、その権原の種類及び内容 <p>【変更の届出】(法4②、規則5①) 農業用ため池の所有者は、届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>(変更届の内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該届出に係る農業用ため池の名称及び所在地 ・変更の内容及び理由 ・変更の年月日 <p>【廃止の届出】(法4②、規則5②) 農業用ため池の所有者は、当該農業用ため池を廃止したときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>(廃止届の内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該届出に係る農業用ため池の名称及び所在地 ・廃止の理由 ・廃止の年月日
権限	知事(地域振興局長に委任)
手続	<p>【手続の種類】届出</p> <div style="text-align: center;"> <pre> graph LR A[所有者] -- 届出 --> B[県地域機関] </pre> </div> <p>県地域機関… 地域振興局(農林振興部、農業振興部、農村整備部又は農林水産振興部)</p>
	【標準処理日数】—
留意事項	【罰則等】(法25) 届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、10万円以下の過料に処せられることがある。
備考	「農業用ため池」…農業用水の供給に供される貯水施設であって、堤体及び取水設備により構成されるもの(ただし、高さが15m以上の場合、河川法上のダム又は土地改良法及び独立行政法人水資源機構法による管理規程を定めているものを除く)(法2①、規則2)

許認可等名称 法令等名称	特定農業用ため池における制限行為の許可 農業用ため池の管理及び保全に関する法律
目的等	農業用ため池について、その適正な管理及び保全に必要な措置を講ずることにより、農業用水の確保を図るとともに、農業用ため池の決壊による水害その他の災害から国民の生命及び財産を保護する。
対象地域	特定農業用ため池
規制行為 及び基準	<p>【行為制限】(法8①、令2) 特定農業用ため池について、土地の掘削、盛土又は切土、竹木の植栽その他当該特定農業用ため池の保全に影響を及ぼすおそれのある行為をしようとする者は、あらかじめ、知事の許可を受けなければならない。(特定農業用ため池の保全に影響を及ぼすおそれのある行為)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該特定農業用ため池に係る水底の掘削 ・当該特定農業用ため池に係る岸の形状の変更 ・取水設備又は洪水吐きの変更又は廃止 <p>【許可の基準】(法8②) 知事は、当該申請に係る行為が当該特定農業用ため池の保全上支障があると認めるときは、許可をしてはならない。</p> <p>【許可を要しない場合】(法8①、規則8)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地改良法第二条第二項に規定する土地改良事業の施行として行う場合 ・農業用ため池の管理及び保全に関する法律の規定による防災工事の施行として行う場合 ・非常災害のため必要な応急措置として行う場合 ・当該特定農業用ため池の保全に支障を及ぼすおそれが少ない行為として定めるものを行う場合(特定農業用ため池の保全に支障を及ぼすおそれが少ない行為) ・堤体、取水設備又は洪水吐きの修繕、水底の堆積物のしゅんせつその他当該特定農業用ため池の管理に係る行為 ・土質試験その他の特定農業用ため池の安全性に関する調査のために行う土地の掘削 ・河川法第八条に規定する河川工事の施行として行う行為 ・国又は都道府県が砂防法第一条に規定する砂防工事の施行として行う行為 ・国又は都道府県が森林法第四十一条第三項に規定する保安施設事業の施行として行う行為 ・国又は都道府県が地すべり等防止法第二条第四項に規定する地すべり防止工事の施行として行う行為 ・都道府県が急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第二条第三項に規定する急傾斜地崩壊防止工事の施行として行う行為
権限	知事(地域振興局長に委任)
手続	<p>【手続の種類】許可</p> <pre> graph LR A[申請者] -- 申請 --> B[県地域機関] B -- 許可 --> A </pre> <p>県地域機関… 地域振興局(農林振興部、農業振興部、農村整備部又は農林水産振興部)</p>
留意事項	<p>【標準処理日数】—</p> <p>【罰則等】(法23①) 規定に違反して許可を受けなければならない行為をした者は、50万円以下の罰金に処せられることがある。</p>
備考	「特定農業用ため池」…農業用ため池であってその決壊による水害その他の災害により周辺の区域に被害を及ぼすおそれがあるとして知事が指定したもの(法7①)

許認可等名称 法令等名称	特定農業用ため池における防災工事の届出 農業用ため池の管理及び保全に関する法律
目的等	農業用ため池について、その適正な管理及び保全に必要な措置を講ずることにより、農業用水の確保を図るとともに、農業用ため池の決壊による水害その他の災害から国民の生命及び財産を保護する。
対象地域	特定農業用ため池
規制行為 及び基準	<p>【防災工事の届出】(法9①) 特定農業用ため池の所有者等は、当該特定農業用ため池について防災工事を施行しようとするときは、当該防災工事に着手する日の三十日前までに、当該防災工事に関する計画について知事に届け出なければならない。</p> <p>【計画変更の命令(基準)】(法9②) 知事は、当該届出に係る計画が当該特定農業用ため池の決壊による水害その他の災害を防止する上で十分でないとき、当該届出を受理した日から三十日以内に限り、当該届出を行った者に対し、当該計画の変更を命ずることができる。</p> <p>【届出を要しない防災工事】(法9①、規則9) ・土地改良法第二条第二項に規定する土地改良事業の施行として行うもの ・非常災害のため必要な応急措置として行うもの</p>
権限	知事(地域振興局長に委任)
手続	<p>【手続の種類】届出</p> <pre> graph LR A[所有者等] -- 届出 --> B[県地域機関] B -.- "(変更命令)" --> A </pre> <p>県地域機関… 地域振興局(農林振興部、農業振興部、農村整備部又は農林水産振興部)</p>
	【標準処理日数】30日
留意事項	【罰則等】(法23②) 規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして防災工事を施工した者は、50万円以下の罰金に処せられることがある。
備考	「特定農業用ため池」…農業用ため池であってその決壊による水害その他の災害により周辺の区域に被害を及ぼすおそれがあるとして知事が指定したもの(法7①) 「防災工事」…農業用ため池の決壊を防止するために施行する工事(廃止するために施行する工事を含む)(法2③)

許認可等名称	森林における開発行為の許可
法令等名称	森林法
目的等	林地開発許可制度とは、開発に当たり災害の防止や水害の防止などの、森林の有する公益的機能を損なわないように森林の土地の適正利用を確保することを目的とした制度です。
対象地域	地域森林計画の対象民有林(法第5条) (保安林並びに保安施設地区の区域内及び海岸保全区域内の森林は除く)
規制行為及び基準	<p>【許可制の対象となる開発行為】(法第10条の2、森林法施行令第2条の3) 森林の土地の形質を変更する行為であって次のいずれかに該当するもの。 1 専ら道路の新設又は改築を目的とする行為: 当該行為に係る土地の面積が1ヘクタールを超えかつ道路の有効幅員が3メートルを超えるもの 2 太陽光発電設備の設置を目的とする行為: 当該行為に係る土地の面積が0.5ヘクタールを超えるもの 3 その他の行為: 当該行為に係る土地の面積が1ヘクタールを超えるもの</p> <p>【許可基準】(法第10条の2) 開発行為が次のいずれにも該当しないと認めるときは許可しなければならない。 1 土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること 2 水害を発生させるおそれがあること 3 水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること 4 環境を著しく悪化させるおそれがあること</p> <p>【適用除外】(法第10条の2) 下記のいずれかに該当する場合は、許可制の適用除外とするが、1又は3の場合は、別途知事又は地域振興局長と連絡調整する。 1 国又は地方公共団体が行う場合 2 非常災害のために必要な応急措置として行う場合 3 公益性が高いと認められる事業で省令で定めるものの施行として行う場合</p>
権限	知事、地域振興局長に委任
手続	<p>【手続の種類】許可</p> <pre> graph LR A[申請者] -- 申請 --> B[県地域機関] B --> C[治山課] C -- 許可 --> B B -- 許可 --> A </pre> <p>県地域機関…地域振興局 (農林振興部又は農林水産振興部) 津川地区振興事務所</p>
	【標準処理日数】90日
留意事項	<p>許可制の対象とならない小規模な開発行為は、市町村への届出(伐採届)を必要とする。 なお、当該開発行為が許可制の対象とならない規模であっても、全体計画において許可制の対象規模を超える場合、又は既に開発行為を行った区域と一体的に開発行為を行う場合等は許可を必要とする。</p> <p>【監督処分】(法第10条の3、法第206条) 下記の場合には、開発行為の中止又は復旧を命ずることができる。 1 許可を受けずに開発した場合 2 許可条件に違反して開発した場合 3 偽りその他の不正な手段により許可を受けて開発した場合 また、違反行為をした場合や上記の中止又は復旧の命令に従わない場合は罰せられる。</p>
備考	

許認可等名称	「伐採及び伐採後の造林の届出」及び「伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況の報告」
法令等名称	森林法
目的等	【伐採及び伐採後の造林の届出(以下「事前の届出」という。) 伐採及び伐採後の造林方法について、市町村森林整備計画を遵守した適正な計画であるか審査し、必要に応じて指導、勧告等を行うことで、森林の有する多面的機能を高度に発揮させるための適正な森林施業を確保する。 【伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告(以下「事後の状況報告」という。) 事前の届出に係る伐採及び伐採後の造林が行われた森林の状況について、市町村が効率的かつ的確に把握し、事前の届出に沿った適切な森林施業を確保する。】
対象地域	地域森林計画の対象民有林(保安林及び保安施設地区内の森林を除く)
規制行為及び基準	事前の届出について 【届出の対象・時期】(法第10条の8第1項) 森林所有者等が対象地域内の立木を伐採する際には、伐採を開始する日の90日から30日前までの間に、伐採する森林の所在する市町村長に伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければならない。 【審査の基準】 届出書に記載された伐採及び伐採後の造林の計画が、市町村森林整備計画に適合すること。 【主な適用除外】 ・ 開発行為の許可を受けた者が当該許可に係る開発行為をするために伐採する場合 ・ 森林経営計画において定められている伐採をする場合(伐採後の届出が必要) ・ 省令で定める場合(保安施設事業・砂防工事・地すべり防止工事等を実施するための伐採、電気事業者が電線路の維持の支障となる立木を伐採する場合、倒木・枯死木等を伐採する場合等)
	事後の状況報告について 【届出の対象・時期】(法第10条の8第2項) 森林所有者等は、事前の届出に係る森林の伐採が終わった日から30日以内に伐採に係る森林の状況報告書を伐採後の造林が終わった日から30日以内に(当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にあっては、当該伐採が終わった日から30日以内)、伐採後の造林に係る森林の状況報告書を提出しなければならない。 【審査の基準】 報告書に記載された伐採及び伐採後の造林が、事前の届出と整合すること。また、報告書のとおりに行伐採及び伐採後の造林が行われていること。 【主な適用除外】 ・ 間伐のために立木を伐採した場合
権限	市町村長
手続	手続のフロー図
	・届出人は、立木の伐採及び伐採後の造林についての権原を持つ者。 ・伐採する森林の所在する市町村ごとに提出する。 ・伐採の期間が1年を超えるときは、年次別に計画を記載する。 【標準処理日数】定めなし
留意事項	【罰則等】 届出書に記載された伐採及び伐採後の造林の計画に従っていない場合は、計画の変更や遵守を命じられる。また、届出をしないで伐採を行った場合や、上記の命令に違反した場合は罰せられる。
備考	「市町村森林整備計画」…市町村長が策定する森林整備に関するマスタープラン

許認可等名称 法令等名称	保安林、保安施設地区における制限行為の許可等 森林法
目的等	保安林制度とは、水源のかん養や山地災害を防止したりする重要な森林を「保安林」に指定し、こうした機能が失われないように、立木の伐採や土地の形質の変更等について利用を制限し、森林の働きを維持しようとするものである。
対象地域	保安林、保安施設地区
規制行為及び基準	<p>1 立木の伐採(法第34条第1項、同条第3項、法第44条) 保安林及び保安施設地区においては、知事の許可を受けなければ立木を伐採してはならない。 【許可の基準】 伐採許可申請に係る伐採の方法が、当該保安林に定められている指定施業要件に適合し、かつ、伐採の限度を超えないと認められるときには、これを許可しなければならない。</p> <p>2 間伐・択伐(人工林の場合)(法第34条の2、法第34条の3、法第44条) 保安林及び保安施設地区において間伐及び択伐(人工林の場合)をするときは、あらかじめ知事に届出書を提出しなければならない。 【受理の基準】 届出書に記載された間伐又は択伐の計画が、当該保安林に定められている指定施業要件に適合する場合に受理する。</p> <p>3 土地の形質の変更等(法第34条第2項、同条第5項、法第44条) 保安林及び保安施設地区においては、知事の許可を受けなければ、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をしてはならない。 【許可の基準】 土地の形質の変更等許可申請に係る行為が、保安林の指定目的の達成に支障を及ぼすと認められる場合を除き、これを許可しなければならない。</p>
権限	知事、地域振興局長に委任
手続	<p>【手続の種類】許可、届出</p> <p>【立木の伐採許可】 1 皆伐による立木の伐採</p> <p>2 択伐(天然林)による立木の伐採</p> <p>【間伐・択伐(人工林)の届出】</p> <p>【土地の形質の変更等の許可】</p>
留意事項	<p>1 立木の伐採方法は保安林ごとに定められ、禁伐、択伐及び伐採種を定めない(皆伐)の3種類がある。</p> <p>2 立木の伐採許可には、知事が流域ごとに年4回伐採できる限度面積を公表し、その範囲内で許可する皆伐による伐採と随時提出可能な択伐による伐採がある。(ただし、間伐や人工林における択伐の場合は、届出書となる)</p> <p>3 土地の形質の変更等を行う場合に、立木の伐採が必要なときは、別途立木の伐採許可が必要である。</p>
備考	「指定施業要件」…保安林を指定するときに定める森林の取扱い方法のこと。定める事項は、伐採の方法・限度、間伐率の上限及び植栽の方法・期間・樹種。

許認可等名称	森林の土地の所有者届出制度
法令等名称	森林法
目的等	都道府県知事又は市町村長が、無届け伐採の造林命令、保安林における監督処分などの諸制度を円滑に実施する上で、森林所有者を把握することが重要であることから、設けられた制度です。森林所有者情報が個人情報保護法の適用の下で活用されることで、森林経営の受託、森林施業の集約化が効率的に進むことが期待されます。
対象地域	地域森林計画の対象民有林(国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出案件を除く)
規制行為及び基準	<p>【届出書の提出】(法第10条の7の2)</p> <p>地域森林計画の対象となっている民有林について、新たに当該森林の土地の所有者となった日から90日以内に届出書(1通)を市町村長に提出しなければならない。</p> <p>【届出の対象】</p> <p>個人か法人かによらず、売買契約の他、相続、贈与、法人の合併などにより森林の土地を新たに取得した場合に、事後の届出として森林の土地の所有者届出が必要となります。また、面積の基準はないため、面積の大小にかかわらず届出の対象となります。</p> <p>【届出の対象外】</p> <p>国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出を提出した場合には、森林の土地の所有者届出は不要です。なお、期限を過ぎて国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出をした場合には、別途、森林の土地の所有者届出が必要です。</p>
権限	市町村長
手続	<p>【手続きの種類】届出</p> <div style="text-align: center;"> <pre> graph LR A[届出人] -- "届出書 新たに土地所有者となった 日から90日以内に提出" --> B[市町村] subgraph 受付窓口 B end </pre> </div> <p>・登記上の地目によらず、取得した土地が森林の状態となっている場合は、届出対象の可能性が高いため注意が必要。 ・所有者となった日から、90日以内に取得した土地の所在する市町村長に届出を行う。 ・相続について、財産分割がされていない場合でも、相続開始の日から90日以内に法定相続人の共有物として届出をする必要がある。</p> <p>【標準処理日数】 ー</p>
留意事項	【罰則等】届出をしない、又は虚偽の届出をした場合は10万円以下の過料が科されることがあります。
備考	

許認可等名称	土地所有権等の移転等の届出制度
法令等名称	新潟県水源地域の保全に関する条例
目的等	水源地域が不適切な目的で利用された場合、県民に安定した良質な水資源を供給することができなくなるおそれがあることから、水源地域の土地取引等を行政が事前に把握することにより、水源地域の保全が図られ森林の有する水源かん養機能の維持増進に寄与することが期待されます。
対象地域	水源地域(地域森林計画の対象民有林の内、森林の有する水源かん養機能が高い又は中位と評価された森林)
規制行為及び基準	<p>【届出書の提出】(条例第10条)</p> <p>土地所有者等は、当該土地所有権等の移転又は設定(予約を含む土地売買等の契約)を締結しようとするときは、当該土地売買等の契約を締結しようとする日の30日前までに知事へ届出書を提出しなければならない。</p> <p>【届出の対象】</p> <p>届出の対象となる「土地所有権等」とは、水源地域内の土地の所有権若しくは地上権、地役権、質権、賃借権、使用貸借による権利、その他の使用及び収益を目的とする権利、又はこれらの権利の取得を目的とする権利をいい、以下の土地取引行為が届出の対象となります。</p> <p>(土地取引行為の形態)</p> <p>売買、交換、営業譲渡、譲渡担保、代物弁済、現物出資、共有持分の譲渡、地上権・賃借権の設定・譲渡、予約完結権・買戻権の譲渡、信託受益権の譲渡、地位の譲渡、第三者のためにする契約、贈与、地役権の設定・譲渡、質権の設定・譲渡、使用貸借権の設定・譲渡、永小作権の設定・譲渡</p> <p>【届出の対象外】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 土地取引行為の当事者の一方又は双方が国又は地方公共団体である場合 2 非常災害に際し、応急措置が必要な場合(災害復旧事業等) 3 土地取引行為の当事者の一方又は双方が独立行政法人等である場合(当事者が独立行政法人、国公立大学等) 4 森林の土地の保全に著しい支障が少なく、かつ公益性が高い事業である場合(電気事業法関係事業、土地改良法関係事業等) 5 民事調停法、民事訴訟法等の規定により、司法機関等公的機関が適切に関与する場合(調停委員会による調停、裁判所の許可を得て行う譲渡等)
権限	知事、地域振興局長に委任
手続	<p>【手続きの種類】届出</p> <pre> graph LR subgraph Water_Source_Area [水源地域] Buyer[買主] Landowner[土地所有者(売主)] end subgraph Outside [] Prefecture[県(地域振興局)] Municipality[市町村] end Landowner -- "助言内容を伝達 (土地取引行為が 売買の場合)" --> Buyer Landowner -- "契約前に届出 (30日前まで)" --> Prefecture Prefecture -- "助言(利用目的、 市町村の意見等 勘案)" --> Landowner Prefecture -- "通知、必要に応じ 意見を求める" --> Municipality Municipality -- "意見の申し出" --> Prefecture </pre> <p>【標準処理日数】-</p>
留意事項	【罰則等】届出をしない、又は虚偽の届出に対し勧告、公表、5万円以下の過料が科されることがあります。
備考	平成26年7月1日より施行。